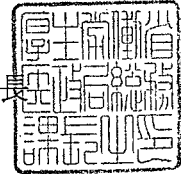




医政総発第1116001号
平成18年11月16日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局総務課長



安否情報システムの運用に向けた準備にかかる協力依頼について

厚生労働行政に対し、日頃よりご尽力いただき御礼申し上げます。

さて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に定める安否情報の収集等については、消防庁において安否情報システムの開発に取り組んでいるところでありますが、今般、同庁より各都道府県等に対し、別添のとおり通知が発出されました。

今後、同通知に基づき、各地方公共団体において、安否情報システムの運用に向けた準備が進められることとなります。

つきましては、国民保護法の趣旨を踏まえ、下記の事項について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

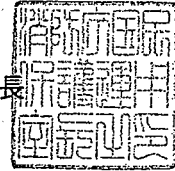
1. 安否情報システムの運用に向けた準備について、各地方公共団体からの依頼による協議等への協力
2. 安否情報システムの運用開始後、各地方公共団体が実施する安否情報の収集等への協力



消 防 運 第 3 4 号
平成18年11月8日

各都道府県国民保護主管部長 }
各指定都市国民保護主管局長 } 殿

消防庁国民保護・防災部
国民保護運用室長



安否情報システムの運用に向けた準備について

消防庁においては、国民保護法第94条から第96条までに定める安否情報の収集・提供事務を効率的に実施するため、安否情報システムの開発に取り組んでおり、開発後、運用試験を経て、平成19年度のできるだけ早い時期に運用を開始する予定です。

安否情報システムについては、サーバやソフトウェア等基幹的な本体部分は、消防庁が整備・運用しますが、データ入力等に必要な端末及びその利用環境は地方公共団体において整備をしていただく必要があります。

つきましては、都道府県及び市町村において、運用開始までに、情報担当部局と連携の上、必要があれば予算措置を講じることも含めて、下記の事項をはじめとする準備に適切に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を周知いただくとともに、同様の準備に適切に取り組んでいただくよう、ご助言をお願いします。

なお、本件について、警察庁及び厚生労働省に情報提供するとともに、それぞれの関係機関に対して周知されるよう依頼していることを申し添えます。

記

1. LGWAN 利用環境の整備

安否情報の整理・報告及び照会・回答を行う端末は、LGWAN に接続した端末に限られるため、安否情報システムを利用するためには、LGWAN 利用環境の整備が不可欠である。このため、安否情報の整理・報告、照会・回答を行う端末を庁舎のどこにいくつ配置するかについて計画を作成し、それらの場所において LGWAN 利用環境を整備していただきたいこと。

なお、LGWAN に接続した端末については、(1)入力、整理・報告、照会・回答、資料作成支援の機能を利用可能なもの、(2)入力、照会・回答、資料作成支援の機能を利用可能なもの、(3)入力機能のみ利用可能なものの3種類の端末を設定することが可能である。上記の計画作成においては、事務の内容に見合った種類の LGWAN に接続した端末を過不足なく配置する計画となるよう留意すること。

2. 避難施設・収容施設、医療機関、警察等（以下「避難施設等」という。）から収集した安否情報の入力計画の作成

安否情報システムでは、避難施設等で収集した安否情報を、インターネット回線に接続した端末からその場所において直接入力できることとしている。これを踏まえ、別紙1の参考例を参照の上、収集した安否情報の入力をどこでどのように行うかについて、各地域において、関係機関と協議を行った上で計画を作成し、入力に必要なインターネット回線に接続した端末がどこにどのくらい必要か把握していただきたいこと。

なお、警察との協議においては、各都道府県警察本部の国民保護担当部署を窓口としていただきたいこと。

3. 必要な端末の確保

上記1及び2の計画において必要とされる端末を確保していただきたいこと。

この場合、以下の2点に留意すること。

- ・既存の端末を活用することが可能であること。
- ・「普段は別の用途に使用しているが、いざという時には安否情報の収集・提供に用いることとする」方法により、端末を確保することとしても支障はないこと。

4. 事務処理体制の検討

上記1及び2の計画とも関連して、安否情報の収集・提供事務の処理の体制について、地域における協議を踏まえて、検討いただきたいこと。

5. 準備のスケジュール

上記1から4に掲げる準備については、システムの運用開始までにしていただく必要があるが、予算措置が必要なもの及び予算措置を行うに当たり必要なもの（1及び2の計画作成等）については、各地方公共団体における予算の手続きに間に合うようにしていただきたいこと。

なお、準備状況については、今後進捗状況の調査をさせていただき予定であること。

※1 安否情報システムの利用環境に関する留意点

安否情報システムの利用環境に関しては、別紙2を参照の上、個人情報の保護等に留意すること。

※2 計画の様式について

1及び2の「計画」について、1及び2に記述している内容を定めた文書であれば、様式は特に問わないものであること。

<担当>

総務省消防庁 国民保護・防災部

国民保護運用室 伊藤、中越、川路

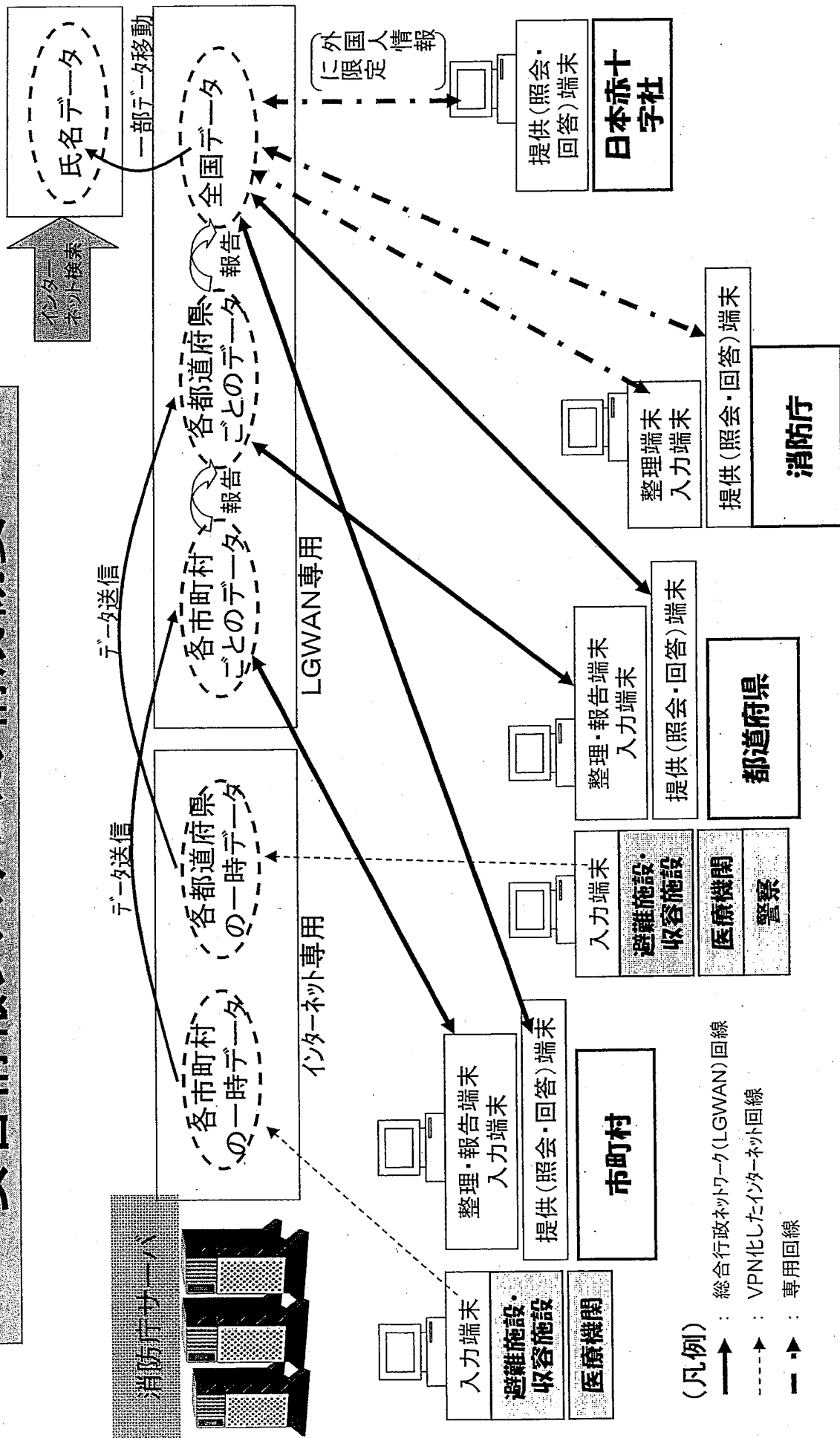
電話：03-5253-7551、FAX：03-5253-7543

[用語解説]

安否情報システムにおける各機能に関する内容は以下のとおり。

- ①入力：収集した安否情報をシステム利用端末から、安否情報システムサーバに送信すること。入力された安否情報は、サーバにおいて各地方公共団体ごとのデータとして集約される。
- ②整理：入力・集約された安否情報を、各地方公共団体において、データの重複や過誤の除去などの作業をすること。
- ③報告：各地方公共団体の安否情報データをサーバにおいて他の地方公共団体に移行させること。市町村は都道府県へ、都道府県は国へ、それぞれ報告を行う。
- ④照会・回答：国民から家族や知人等の安否情報の問い合わせを受けて、安否情報システムの全国データに対し検索を行い、該当するデータを特定し、回答文書（省令（※）様式第5号）を印刷すること。
※「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」
- ⑤資料作成支援：各地方公共団体ごとのデータについて、集計状況の統計数値を表示することや、公表資料や避難者リストなどの各種資料の作成に転用できるよう、項目を指定して抽出し、その結果を電子データとしてダウンロードすること。

安否情報システムの構成概要



安否情報の入力計画に関する参考例

安否情報の収集及び入力に関して、インターネット接続による入力専用機能を利用して収集したその場で入力する方法や、収集した安否情報を庁舎に集約して入力する方法、それらを組み合わせる方法等、様々な方法が考えられる。以下、いくつかの方法を例示する。

1. 避難施設・収容施設について

- (例1) 避難施設等にインターネット接続環境が既に存在する場合、当該環境を利用することとし、その場所での入力する方法
- (例2) 避難施設等にインターネット接続環境がない場合、安否情報収集を行うときにインターネット接続可能なモバイル端末を持ち込み、その場所での入力する方法
- (例3) 避難施設等にインターネット接続環境がない場合、収集した安否情報を別手段により庁舎等に集約し、庁舎等のLGWANに接続した端末から入力する方法
- (例4) 避難施設等にインターネット接続環境がない場合、収集した安否情報を別手段により庁舎等に集約し、庁舎等のインターネットに接続した端末から入力する方法
- (例5) 避難施設等にLGWAN利用環境がある場合、入力機能のみ利用可能のLGWANに接続した端末を整備し、その場所での入力する方法

2. 医療機関、警察等について

- (例1) モバイル端末を所持した市町村職員や都道府県職員が、医療機関、警察署等に行き、安否情報の提供を受けて入力する方法
- (例2) 安否情報を別手段により庁舎等に集約し、庁舎等のLGWANに接続した端末から入力する方法

安否情報システムの利用環境に関する留意点

1. LGWAN 端末・SSL-VPN 端末共通

(1) セキュリティポリシー等を満たす環境に設置すること

- ・本システムを利用する端末の設置場所、及びネットワーク接続にあたっては、各地方公共団体のセキュリティポリシー等を満たすこと。詳細については、情報担当部局と調整すること。

(2) 個人情報の保護の観点から問題ない場所に設置すること

- ・例えば不特定多数の者が画面を見ることや操作することができない場所に設置すること。

(3) その他

- ・職員以外の派遣人員が使用する可能性があることを想定した環境設定であること。
- ・異常があった場合にすぐ覚知できるような場所に設置すること。
- ・ウィルス対策ソフトがインストールされている端末であること。

2. LGWAN 端末

(1) LGWAN の要求する基準等を満たす環境に設置すること

- ・LGWAN の要求する基準等を満たすこと。詳細については、情報担当部局と調整すること。

(2) 個人情報の保護の観点から問題のない場所に設置すること

- ・照会・回答機能により他団体が入力した個人情報も検索できるため、個人情報の保護に特に留意すること。

(3) 事務処理上便利な場所に設置する等の工夫を講じること

- ・電話等による住民からの照会に対する回答業務の実施にあたっては、住基4情報による本人確認を行う必要があることから、住民基本台帳を所管する部局と連携できる環境を整備すること。
- ・照会・回答端末は住民とのやりとりができる場所（窓口等）の近くに設置すること。

(4) 端末の使用する Web ブラウザのバージョン

- ・InternetExplore 6.0 SP1 以上
- ・NetScape 6.0 以上

※上記のバージョンを原則とするが、地方公共団体等ですでに LGWAN 端末として利用しているものは許容する。

3. SSL-VPN 端末

端末の使用する Web ブラウザのバージョン

- ・InternetExplore 6.0 SP1 以上
- ・NetScape 6.0 以上

※上記のバージョンを原則とし、これより古いバージョンの Web ブラウザからの接続を拒否する（SSL3.0に対応することを原則とする）。

(参考1) LGWAN・消防庁内・専用線端末による利用者

機関	部署	接続形態	利用区分	利用できる機能					
				入力	整理報告	照会・回答		資料作成支援	運用管理
						共用領域	専用領域		
消防庁	国民保護運用室等	庁内	管理者	○	○	○	○	○	○
			利用者A	○	○	○	○	○	
			利用者B	○		○	○	○	
都道府県	本庁等	LGWAN	利用者A	○	○	○	○	○	
			利用者B	○		○	○	○	
			利用者C	○					
市区町村	本庁等	LGWAN	利用者A	○	○	○	○	○	
			利用者B	○		○	○	○	
			利用者C	○					
日本赤十字社	本社等	専用線	利用者D				○	○	

- 管理者：システムの運用管理・利用を含めてすべての機能が利用できる。
 利用者A：システムの運用管理を除くすべての機能が利用できる(安否情報の管理責任者)。
 利用者B：安否情報の入力、照会・回答、資料支援に関わる機能が利用できる。
 利用者C：安否情報の入力に関わる機能のみ利用できる。
 利用者D：外国人を対象とした照会・回答、資料支援に関わる機能のみ利用できる(日赤)。

(参考2) SSL・VPNによる利用者

機関	部署	利用区分	利用できる機能				
			入力	整理報告	照会回答	資料支援	運用管理
都道府県	避難施設・医療機関 警察署等	利用	○				
市区町村	避難施設・医療機関 警察署等	利用	○				

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抄）

（市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集）

第九十四条 市町村長は、政令で定めるところにより、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を収集し、及び整理するよう努めるとともに、都道府県知事に対し、適時に、当該安否情報を報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告しなければならない。
- 3 安否情報を保有する関係機関は、前二項の規定による安否情報の収集に協力するよう努めなければならない。

（総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供）

第九十五条 総務大臣及び地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

- 2 前項の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、個人の情報の保護に十分留意しなければならない。

（外国人に関する安否情報）

第九十六条 日本赤十字社は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、総務大臣及び地方公共団体の長が保有する安否情報のうち外国人に関するものを収集し、及び整理するよう努めるとともに、外国人に関する安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならない。

- 2 総務大臣及び地方公共団体の長は、前項の規定により日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集に協力しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、日本赤十字社が保有する外国人に関する安否情報について回答する場合について準用する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（抄）

（武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理）

第二十四条 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内で死亡したものを含む。）があると認めるときは、その者について、次に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる情報
- 二 死亡の日時、場所及び状況
- 三 死体の所在

2 市町村長は、当該市町村の区域内で武力攻撃災害により負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村の区域内に在るものを含む。）があると認めるときは、その者について、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

3 市町村長は、当該市町村の区域外において当該市町村の住民が武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した事実を知ったときは、当該住民について、第一項各号に掲げる情報又は前項に規定する情報を収集し、及び整理するよう努めなければならない。

（安否情報の収集及び報告の方法）

第二十五条 法第九十四条第一項の規定による安否情報の収集は、市町村が保有する資料の調査、法第六十二条第一項の規定により避難住民を誘導する者による調査又は都道府県警察、消防機関、医療機関その他の関係機関に対する照会その他これらに準ずる方法により行うものとする。

2 法第九十四条第一項の規定による安否情報の報告は、書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の送付その他の総務省令で定める方法により行うものとする。

（安否情報の提供）

第二十六条 法第九十五条第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者は、照会をする理由、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない。

2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

3 前項の場合において、総務大臣又は地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、第二十四条第一項各号に掲げる情報）を回答するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項は、総務省令で定める。

○国民の保護に関する基本指針（抄）

6 安否情報の収集及び提供

- 安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。
- 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮を行うものとする。
- 国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。

(1) 安否情報の収集及び提供

① 市町村長の行う安否情報の収集

- 市町村長は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が実施できるよう、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、平素から必要な準備をするように努めるものとする。
- 市町村長は、当該市町村の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に收容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するように努めるとともに、これを適時に都道府県知事に報告するものとする。この場合において、市町村の他の執行機関は、市町村の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に市町村長に提供するなど、市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

② 都道府県知事の実行安否情報の収集

- 都道府県知事は、武力攻撃事態等における安否情報の収集を円滑に行うため、当該都道府県の区域内の市町村の準備状況を平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。この場合において都道府県知事は、体制が不十分な市町村が存在するときは、当該市町村を支援できるよう準備に努めるものとする。
- 都道府県知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じ、市町村長が行う安否情報の収集に準じて自ら収集した安否情報を整理するよう努めるものとする。安否情報の整理に当たっては、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するとともに、自己の保有する情報との照合を行うなどの事実確認をできる限り行い、その情報の正確性確保に努めるものとする。この場合において、都道府県の他の執行機関は、都道府県の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に提供するなど、都道府県知事が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

③ 総務大臣の実行安否情報の収集

- 総務大臣は、武力攻撃事態等において地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に行われるよう、都道府県知事を通じて地方公共団体の安否情報の収集体制について平素から把握し、必要に応じ体制整備のための助言を行うよう努めるものとする。

④ 安否情報の提供

- 総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当

するか否かを回答するものとする。

- 総務大臣及び地方公共団体の長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を回答するものとする。この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

(2) 関係機関による安否情報の収集に対する協力

- 指定行政機関は、武力攻撃事態等に至ったときに、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に実施されるよう、その国民保護計画に必要な協力内容を定めておくよう努めるものとし、武力攻撃事態等においては、市町村長が都道府県知事に対して報告する方法に準じて、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 指定公共機関及び指定地方公共機関並びに医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、その業務の範囲内で、照会に応じてその保有する安否情報を提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- この場合において、地方公共団体の長がこれらの機関に対し安否情報の収集への協力を要請するに当たっては、当該協力が各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。
- 指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関が安否情報の収集に対して協力する場合は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 外国人に関する安否情報の収集及び提供

- 総務大臣及び地方公共団体の長は、外国人に関する安否情報について、指定公共機関〔日本赤十字社〕の協力依頼があったときには、安否情報の提供等必要な協力をするものとする。
- 総務大臣及び地方公共団体の長は、指定公共機関〔日本赤十字社〕に対して外国人に関する安否情報の提供を速やかに行うことができるよう整理しておくものとする。
- 指定公共機関〔日本赤十字社〕が行う外国人に関する安否情報についての提供は、総務大臣及び地方公共団体の長が行う提供方法等に準じて行うものとする。